

国葬を考える....国葬反対です!

「国葬」ハ

安倍元首相 / “遺志” 実現へ / 道・・・

参議院選挙の応援演説中(2022年7月8日)安倍元首相が銃弾に倒れました。選挙応援中であったこともあり多くの人は暗い時代を予感するような気持ちになりました。

事件を契機に安倍元首相と強いつながりを持つ旧統一教会(世界平和統一家庭連合)=国際勝共連合=天宙平和連合が自民党を中心に多くの政治家とのつながりがある事実が明らかに。

「全国靈感商法対策弁護士連絡会」は2021年安倍氏が天宙平和連合主催のイベントにウエイブ演説で「文鮮明教祖の後継韓鶴子総裁をはじめとする関係者に敬意を表する」と積極的に係わっていることに対して注意を呼びかけていたのです。

安倍氏が亡くなった後、安倍元首相と同じ考え方を持つ政治家からは哀悼の言葉とともに異口同音に「安倍さんの“遺志”を実現していこう」と発せられています。

7/12の安倍氏の葬儀に合わせ、東京都・山口県・仙台・川崎・福岡などの教育委員会が「半旗掲揚を要請する事務連絡文書」を送ったことは教育の政治的自由に大きく抵触する行為として多くの方から批判の声が上がっています。

そして7/14岸田首相は突然「今秋、安倍氏の葬儀を国葬儀として行う」と発表。

市民からは反対の声が上がりました。

7/22岸田内閣は「9/27に国葬儀を執り行う旨」の閣議決定です。

世論調査では国葬反対&どちらかといえば反対が53.3%、賛成&どちらかといえば賛成が45.1%(7/30・31共同通信)です。

«岸田内閣が国葬とした理由は、»

安倍元首相は

- ① 憲政史上最長の8年8ヶ月にわたり内閣総理大臣の重責を担った。
- ② 東日本大震災からの復興・日本経済の再生・日米関係を基礎に外交の展開等大きな実績を残しその功績は誠にすばらしいものです。
- ③ 国の内外から幅広い哀悼・追悼の意が寄せられている。

これらを勘案しこの秋に国葬の儀を行うことで

- i)安倍元首相を追悼すると共に
- ii)わが国が暴力に屈せず民主主義を断固守り抜く決意を示す
- iii)活力ある日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを世界に示していきたい。

です。

しかし「民主主義を守り抜くことがなぜ国葬なの?」「安倍政治・アベノミックスは立憲主義・民主主義の破壊であり格差と貧困の拡大だった。誰にとっての大きな功績だったのか?」「そもそも国葬に関する法令が1947年日本国憲法施行と同時になくなつ

た意味からして国葬をすることによる政治的・社会的意味を考えると国葬をやるべきではない」「法的根拠がない」…オカシイ?と反対の声が広まっています。

それぞれの点について考えてみましょう。

I. 国葬は日本でどう行われてきたのか?

宮間純一氏はその実態を明らかにします。

《大日本帝国下において》

1883年(M16)岩倉具視の葬儀が国葬の最初。

1926年公布の国葬令(勅令)によって“天皇の大葬の他にも、国家に偉勲のある者が天皇の「特旨」(特別な思し召し)で賜る国葬も定め国民に服喪を義務付けた。

“基本的に国民は天皇から国葬を賜った「功臣」を褒め称え、哀悼することが求められた。国葬当日国民は喪に服し葬列の沿道や一般会葬に多くの人々が足を運ぶ。新聞・雑誌は「功臣」を失った天皇の哀しみと被葬者の功績・美談・外国から届く弔意を発信、国家イベントの雰囲気を醸成した。”

“「功臣」の国葬を通じて国家としての一体感が作り出されていく。このような国葬が備えている国家統合の機能は1943年に戦死した山本五十六の国葬では戦争のために利用された。”

《戦後》

1947年末GHQが民主化を進める中、日本国憲法施行に合わせて国葬令は失効しました。…国葬は明らかに戦後日本の民主主義とはなじまない儀式である“(宮間)。

神奈川弁護士会の声明でも“憲法制定・施行時の国会は国葬令が新憲法に抵触することを前提に国葬法令を新たに立法化しないことを選択しており、国会の意思決定として国葬令の廃止を判断した歴史の経緯がある”と国葬が日本国憲法と相容れないことを指摘しています。

だからそれ以降今日まで「国葬」に関する法令は作られていないのです。

II. 「国葬」が行われることが反民主主義であり、“内心の自由”を侵します。

今回安倍元首相の国葬を執り行うことが日本の社会にとって大きな問題を引き起こすことになることは多くの方々から指摘されています。

宮間氏は“民主主義において政治家の評価は一様ではありません。国葬になれば功績のあった偉大な人物だと国家が評価し一方的価値を国民に強いることになります。費用は公費で負担され「そうは思わない」と考える国民までも有無を言わせず巻き込みます。”“政府は国民に服喪を求めるものではないといいますが、学校や職場で協力を求められたらどれだけの人が従わずにはいられるでしょう。「心の自由」が侵されかねません。国葬には時の政権の政治目的が仕組まれている。それこそがいつの時代も変わらぬ真実です。”と国葬の持つ問題点を指摘しています。

「憲法研究者による声明」も“政府が実施しテレビ放映による映像が流れることによって社会が受ける反応には大きな影響が起こりうる。国民に時間を指定して哀悼の気持ちを求め、公的機関での半旗の掲揚もありうる。…こうしたことは日本国憲法19条が保障する「思想・良心の自由」に抵触することになりかねない。この自由は「内心の自由」にあたり個人の思考の核心部分を保障するものでありこれへの制約は厳しく審査されなければならない。”と。

「日本ジャーナリスト会議」の声明では、“何よりも国葬の最大の問題点は『国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制することにある』。国費で行うため国民は税負担も強制されることになる。”と批判。

「東京弁護士会・神奈川弁護士会」なども“国葬の実施は国民に対して特定の人に対する弔意を事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由(19条)との関係で好ましくない状況がもたらされかねない”と。

国葬が持っている「内心の自由」への侵害からしても国葬と言う形で安倍元首相の葬儀を行うことは民主主義の否定になります。

III. 国葬についての法的根拠は?——ないのです——

国葬令が廃止され、それ以降は国葬に関する法令は制定されていないので法的根拠がないのです。1967年吉田元首相の国葬を実施したとき国会での質疑でも「法的根拠なし」といわれているのです。

にもかかわらず政府は小西議員の質問主意書への答弁書で国葬を行うことが可能と回答(8/15)しています。

「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣府が行なうことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法4条3項33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、『国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれる』ことが法律上明確となつてゐることから、可能であると考える」と。

しかしこのような解釈に対し多くの学者・市民から批判が、反対の意見があがっています。

「憲法研究者による声明」では、“岸田内閣は内閣府設置法4条にある所掌事務として形式的に実現しようとしているが…国葬の実施は国事行為であるから明確な法的根拠を必要としている。ところが4条は国葬という実体を定めているわけではない。国葬の実施はいかなる場合になされるかと言う条件を定めた法規があることを前提としなければこの法4条3項33号の実施は不可能である。…これは法治主義に違反することになる。しかし形式だけ整えても国葬は実体的に憲法に反する問題を持っている”とまったく法的根拠がなく国葬が行われようとしている点についても批判しています。

IV. 安倍元首相の「安倍の政治」「アベノミクス」は民主主義の破壊、戦争する国への強行採決、格差と貧困の拡大、日米軍事一体化による米国軍事戦略へのめりこみ、国政の私物化でしかなかった。誰にとっての“大きなすばらしい功績”なのでしょうか?

国葬の持っている「内心の自由」への侵害という根本的機能の問題点と同時にその国葬を定めた法令すらないことが明らかになりました。更に岸田首相が国葬を実施する理由として「安倍元首相の大きな実績と功績」といっているが国民にとってはどうだったでしょうか?

安倍元首相がやってきたことは…

○教育基本法改正:日本国憲法改正への大きな一步。教育基本法の根幹を壊し『郷土や国を愛する心・道徳教育・家庭の教育力』を導入。

○アベノミクス:「世界で一番企業が活動しやすい社会」を作ると、新自由主義経済の強化(規制緩和と自己責任、国家戦略特区)。

『三本の矢』

*異次元の金融緩和で 1 ドル=80 円を 120 円へ。輸出グローバル企業は史上最高の利益、株価上昇、内部留保 480 兆円。しかしトリクルダウンは起きず賃金は上がらず実質賃金はマイナス。

*成長戦略と言うが新しい産業を生み出せず、世界での日本の GDP の地位は下がり続けている。

*非正規労働者の拡大。労働者の 10 人に 4 人は非正規労働者(平均年収入 179 万円)で、非正規の 70% が女性労働者(女性へのしづ寄せ)。

格差と貧困が拡大し社会保障もカットされ社会的セーフティネットもボロボロに。

○戦前の大日本帝国憲法下の天皇制軍事国家主義への回帰(戦後レジームからの脱却)——強権的政治で戦争する国への法制整備(強行採決)

「日米ガイドライン」の米軍戦略にのって集団的自衛権行使容認の閣議決定。

「特定秘密保護法」(何が秘密それは秘密)

「安全保障関連法(戦争法)」憲法違反の安保法制を強行採決。

「共謀罪」話し合っただけで罪になる。

「盗聴法改悪」

「武器輸出禁止三原則をなくし防衛装備移転三原則」で武器輸出・共同開発

「土地規正法」・菅政権、「経済安全保障推進法」・岸田政権

○日本国憲法改定策動

自民党の「日本国憲法改正草案」

「4 つの自民党改憲案」

自衛隊を憲法に明記:9 条の平和主義を全面否定へ

緊急事態条項:内閣総理大臣に全権が

個人の尊厳より家庭第一:岸信介以来の旧統一教会との強いつながり

○核共有論・敵基地攻撃能力保有論を展開

米国の衛兵国として中国に対峙する軍事主義の拡大

○政治・官僚の私物化:人事権を握って国の政治の私物化

「森友学園」:教育勅語を暗唱させる学校へ便宜を図る。

国有地の不当安値売却。“公文書改ざん”

「加計学園」:国家戦略特区で“お友達政治”

「桜を見る会」:政治資金規正法違反の疑い・政治の私物化

*国会でウソを語り続けた

○外交・交渉は失敗だらけ(外遊力)

*北方四島返還問題何一つ解決せず。(安倍一プーチン)

*韓国との関係悪化。・・・従軍慰安婦・徴用工問題

日韓併合を合法的と言い植民地政策を正当化する立場を貫き韓国・朝鮮への侵略・植民地化政策を反省・清算しようとしなかった。

*中国との関係悪化。・・・中国と日本の共同声明での約束“ひとつの中国”を否定しだす。「台湾有事は日本有事」と台湾独立&武力強化をけしかける米国の軍事戦略に

のって軍事・経済にわたって中国包囲網を形づくる。

*辺野古新基地建設を強行。南西諸島にミサイル基地建設。

沖縄県民の反対の意思を無視して埋め立て土砂を投入。

南西諸島のミサイル基地建設と米海兵隊EABO(遠征前方基地作戦戦略)で米国
の对中国包囲網の衛兵国として積極推進。戦争する国へ。

○旧統一教会=国際勝共連合=天宙平和連合と安倍元首相とのずぶずぶの関係
が明らかに…靈感商法をやっている旧統一教会との密接な関係。「家庭中心&反共
社会」を目指すカルト集団と結びつく。

安倍元首相がやってきた政治は日本国憲法の民主主義・平和主義・基本的人権を
崩壊させるもの。一強多弱をいいことに官僚の人事権も掌握し忖度政治をはびこらせ
た。政治の私物化で“お友達政治”を推進。戦争する国を作るため多くの有事法制を
強行採決。沖縄県民の意思を無視した辺野古・南西諸島の軍事基地化。アベノミクス
で格差と貧困の拡大。競争至上主義・自己責任・規制緩和の新自由主義経済・政治
を推し進める。

○コロナ対策は大失敗。安倍のマスクは無策の象徴。自宅療養中医療にかかれず死
亡する人が続出。

○新しいエネルギー政策を出せず昔ながらの石炭火力発電、原発に依存した政策で
世界のエネルギー政策から大きく遅れる。

これだけ人々の幸せを奪い希望のない社会にして何が大きな功績なのか?誰にとつ
ての大きな実績だったのか?私たち市民にとっては「国葬」でその功績を褒め称えるわ
けには行きません。

東京弁護士会も「これら安倍内閣の各政策を国に対する功績と評価して安倍元首
相の国葬を行うことは立憲主義及び憲法の基本理念を揺るがすものであり是認出来
ない」と。

又、「監視ならん!市民ネット沖縄」も「今日の日本の政治・経済の劣化、弱者のいきづ
らさをもたらしている元凶が“アベ政治”であるといわなければなりません。私達はこの
ような現実を覆い隠し、安倍元首相を賛美し、国民に内心の自由を侵す服喪を強いる
国葬に断固反対し中止することを強く求めます」とアベ政治の問題点からも国葬中止
を求めています。

V. だからやっぱり安倍元首相の「国葬の儀」はやってはいけないです。

国葬が何故戦後の日本国憲法下では法制化されなかったのか?は、国葬の持つ“國
家主義”と“内心の自由への侵害”が明らかに戦後日本の民主主義とはなじまない儀
式だからなのです。

にもかかわらず国葬をあえて実施する意味は?

“安倍元首相の遺志を実現する道”という大きな流れを作り出すための国葬なので
す。国民を統合し軍事拡大、9条改憲実現へ、そして戦争する国、その軍事力をバックに
グローバル企業にとって最も儲かる社会を作る、格差と貧困の拡大する社会への入り
口です。

高橋純子氏も指摘しています(「世界」9月号)。“国葬が現状に棹をさすと思う。その

先には間違いなく「安倍さんが遺り残した憲法改正をなんとしても我々の手で」という動きが出てくる。「遺志」とは実に強力かつ万能である。……”“過去に対して主体意識を持たないまま、遺志をテコになんとなくの雰囲気に流され流されて憲法改正が行われるとすれば戦後民主主義は息の根を止められてしまうでしょう。”と国葬の持つとんでもない問題点を批判しています。

私たち一人ひとりの民主主義・平和主義の内実が問われます。「国葬」に対して反対の意思を示していきましょう。

*「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 445-9144